

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

- 1 検査事項
 - (1) 選挙管理委員会所管事務等に関する事項
 - (2) 住民基本台帳事務等に関する事項
 - (3) 庁舎管理等に関する事項
 - (4) 文書管理等に関する事項
 - (5) 電子機器の管理等に関する事項
 - (6) 個人情報保護及び流出対策等に関する事項

- 2 監査結果の報告期限
令和4年5月13日まで